『特別支援教育の在り方を踏まえた 学校施設部会の検討について』

~学校施設バリアフリー化推進指針の改訂に関わって~

1.「学校施設のバリアフリー化の加速及び学校施設のバリアフリー化推進指針の改訂」を振り返る 2. 当部会の主な論点を考える

- 3. これからの特別支援教育の在り方を踏まえた 学校施設の方向
- 4. 特別支援教育を含む共生社会のカタチを示す

髙橋儀平 東洋大学名誉教授 2021/11/11 tgihei@toyo.jp



学校施設のバリアフリー化の加速及びバリアフリー化 推進指針の改 打を振り返る

- ●昨年16年ぶりに学校施設のバリアフリー化推進指針が改訂された。
- ●16年前は、<u>ハートビル法で養護学校のバリアフリー化が義務化されて</u> 2年後、<mark>今回は公立小中学校のバリアフリー適合義務化と同時</mark>
- ●どこが違うのか
- ■16年前はハートビル法で学校環境をどこまで義務化すべきかの議論、 今回は全ての人が利用する学校をいつまでにバリアフリー化すべきか の議論
- ●教育環境の改善意識がどう変わったのか
- ●16年前は「サラマンカ宣言」(1994)、「インクルーシブ教育」等の国際基準の議論をスルーしてしまった。今回は権利条約に基づくIPCガイドが2020大会の開催要件、国を挙げてインクルーシブ社会(共生社会)を謳い、バリアフリー法改正で(2018)「障害の社会モデル」を明記
- ●加えて、災害の多発と<mark>避難所拠点としての整備が急務</mark>
- ●改めて、改訂作業を通して、「差別のない社会」、「心のバリアフリー」を 進めるには、如何に義務「教育」が重要であるかを共有

当部会の主な論点を考える

- ●前回資料5「主な検討事項及び論点(案)」には全面的に賛成
- ●新しい学習指導要領を如何に施設環境で具現化できるか
- ●かつて開かれた学校が強く叫ばれていた
- ●実現したこと、実現できなかったこと、実現できなかった要因は何だったのかを再確認
- ○だれ一人取り残さない教育理念と自然災害とコロナ禍による取り残される現実に直面している
- ●「教育は人」、「コロナ禍」・「自然災害」を考えると、<mark>環境を作り過ぎない</mark> こと、多様な校具、設備の開発が重要と考える。
- ●近年、<u>想定しない課題への臨機応変の対応が問われ続けている、</u> 人ひとり異なる特別支援教育環境の実装化
- ●地域で切れ目のない教育環境を整えるためには、学校や空間の活用が可能な人員確保、ソフト整備の提案も同時に必要

これからの特別 支援教育の在り 方を踏まえた学 校施設の方向

- ●特別支援学校では当たり前のバリアフリー環境が、既存普通学校にはない、<u>一方で、地域社会ではその両方を調和させようとしている</u>
- ●特別支援教育の環境が「<u>特別</u>」であった時代は大きく変化しようとしている。東京2020大会のテーマであった「<u>多様性と調和</u>」は<u>全ての学校環境を含む社会全体の方向</u>
- ●全国各地では109の「共生社会ホストタウン」が生まれた。<mark>109は渋谷ではなく、1741自治体の6%</mark>、
- ●特別支援学校も普通学校も、基礎自治体と力を合わせて「共生社会の カタチ」を創造する必要がある
- ●そのためには、<u>施設整備と同時に学校関係者が地域との接点を持つようにしなければならない</u>、教師自身が<u>多様性と調和を学ぶ</u>真っただ中に位置する必要がある

特別支援教育を 含む共生社会の カタチを示す



学校施設が 共生社会の 標準化へ





